

○飯塚市人権推進員設置要綱

平成23年4月1日

飯塚市告示第111号

改正 H29-181、H31-109(題名改称)

(設置)

第1条 日常生活の中で人権問題が語られ、お互いの人権が尊重される社会づくりのため、自治会、隣組その他の団体(以下「自治会等」という。)の人権問題解決のための研修会、懇談会等の開催を計画し、人権問題解決にむけての推進を図ることを目的とし、市内各自治会に飯塚市人権推進員(以下「推進員」という。)を置く。

(H31-109一改)

(職務)

第2条 推進員は、自治会等内の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるために、次の職務を行う。

- (1) 研修会、懇談会等の開催について担当課と綿密な連絡をとり、準備、参加の呼びかけを行うこと。
- (2) 自らが人権問題に関する認識を深めるために、人権問題に関する研修会等に参加し、学習に努めること。
- (3) あらゆる機会を通して、自治会等内の人権問題への関心を高めるとともに、人権問題に対する意識の把握に努め、人権問題啓発の推進を図ること。

(H31-109一改)

(関係機関等の協力)

第3条 推進員は、前条に掲げる職務を行うため、関係機関と情報、意見等の交換を行い、常に綿密な連携を図るものとする。

(依頼)

第4条 推進員は、各自治会に1名を置くこととし、市長が依頼する。

- 2 推進員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員が生じた場合における後任の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 推進員は、その任期満了後も後任者が就任するまで、その職務を代行する。

(謝礼)

第5条 推進員として依頼された者に対しては、予算の範囲内で謝礼金を支給する。

(報告)

第6条 市長は、人権問題の解決に向けて、必要があるときは、推進員から報告を求

めることができる。

(H31-109一改)

(庶務)

第7条 推進員に関する庶務は、人権・同和政策課において処理する。

(H29-181一改)

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進員について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月9日 告示第181号)

この告示は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月22日 告示第109号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。